

洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための更なる事業環境整備について

2025年8月6日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

更なる制度のあり方の検討について

- 本年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画においては、洋上風力発電について、「投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める」とされている。
- これを具体化していくため、昨年度、洋上風力発電の制度を見直して改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に続き、公募占用指針の改訂案について検討を行ってきたところ。洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるため、これまでの見直しに留まらず、公募の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度のあり方を検討していくこととしたい。
- その上で、どのような環境整備が考えられるか御議論いただきたい。

【検討項目の例】

I．脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- ① PPA市場の活性化
- ② 脱炭素電源に対する需要の喚起

II．電源投資に係る事業環境整備

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 事業完遂に資する金融支援

III．その他

1. 前々回（第32回洋上WG合同会議（6/3））の事業者ヒアリング結果

2. 前回（第33回洋上WG合同会議（6/24））の主な御指摘事項

3. 事業者からの重点要望事項について

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 長期脱炭素電源オークションへの参加容認
- ③ オフテイカーの再エネ賦課金の減免

前々回（第32回洋上WG合同会議（6/3））の事業者ヒアリング結果①

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
公募制度	9	・価格調整スキームの見直し（為替変動に応じた調整、コスト指標の見直し、選定済み案件への適用時の起算点を公募開始時に設定、価格調整スキーム導入に伴い下げることとされた供給上限額決定時のIRR水準の維持、ゼロプレミアム案件への絶対値でのプレミアム支給、運転維持費への価格調整スキーム適用）（6社） ・価格評価点の見直し（最低制限価格の導入、ゼロプレミアム/準ゼロプレミアムでなければ勝てない設定の見直し、適切なプレミアムが得られるような制度設計、FIT制度の再導入）（4社） ・配点の見直し（PQ（事前資格審査制度）の導入、価格評価点よりも事業の実施可能性に関する評価（実績やリスク評価、収入の確実性等）を重点化）（2社） ・計画の柔軟性の確保（応札時点の風車機種決定の必要性の見直し、設備容量・運開時期・地域貢献等の主要な計画が維持される限りにおける事業者選定後の計画変更の許容）（2社） ・2段階方式の導入 ・海域特性を考慮した迅速性評価の設定 ・遅延した際のFIP期間の短縮適用を保証金全額没収後に限定
PPA促進 再エネ価値の向上	9	・オフテイク支援（2社） ・オフテイクの再エネ賦課金の減免・免除（基準価格が一定額以下の事業からのオフテイクを対象を限定、新規再エネ電源から調達する電力量に応じた再エネ賦課金の免除）（2社） ・オフテイクの税制優遇（2社） ・CPPA価格と市場価格との乖離を是正する支援 ・非化石価値取引市場における上限価格の撤廃と下限価格の引き上げ ・洋上風力の電気の付加価値が高く維持できる政策の実施
海域占用許可の 延長	7	・運用指針の見直し ・原則更新を許容 ・40年間への延長 ・FIP期間（発電側課金対象外）も併せて延長
長期脱炭素電源 オークション	5	・参加容認（5社） ・募集枠の見直し（「再エネ（風力・太陽光・地熱・水力（流込式））」の導入等）（2社） ・調整係数の見直し（洋上風力の設備利用率を踏まえた調整係数の設定等）（2社） ・上限価格の見直し（2社） ・設備利用率（リクワイアメント）の見直し

前々回（第32回洋上WG合同会議（6/3））の事業者ヒアリング結果②

主な意見項目	要望社数	主な具体的な要望内容
港湾	5	・利用料の減免・免除（整備費用部分の公費負担割合の増加等）（4社） ・港湾利用の環境整備
固定資産税の減免	3	・令和7年度までの時限措置の延長についての早期公表 ・軽減税率の適用期間の延長（現行3年間を10～20年間） ・加速償却
供給上限額	3	・NEDOの収益モデルの客観的な評価および改善 ・実際のコスト、事業費高騰を反映した見直し（2社）
FIP制度	2	・バランシングコスト交付（2029年以降の額の早期公表、交付期間の延長）（2社） ・発電側課金免除の継続（2社）
GX推進機構	2	・債務保証の要件の拡大 ・債務保証料率の低減
その他	いずれも1社	・需給調整市場の参加の許容 ・系統利用の確実性の向上 ・セントラル方式におけるJOGMEC採取データの効率的な認証への利用 ・ウィンドファーム認証プロセスの改善 ・船籍要件の改善 ・試運転電力売電の容認 ・風車撤去費用に係る現金積立時点での損金算入

1. 前々回（第32回洋上WG合同会議（6/3））の事業者ヒアリング結果

2. 前回（第33回洋上WG合同会議（6/24））の主な御指摘事項

3. 事業者からの重点要望事項について

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 長期脱炭素電源オークションへの参加容認
- ③ オフテイカーの再エネ賦課金の減免

前回（第33回洋上WG合同会議（6/24））の主な御指摘事項

I. 脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- コーポレートPPAもそうであるし、これから始まるGX-ETSにおいても、二酸化炭素の社会的コストを適正に反映するような価格での取引を様々な方策で進めていただきたい。事務局資料にあったように定期報告制度を活用することなどは現実的にも導入しやすいし、アナウンスメント効果も高いと思う。モデルPPAの共有や、今後の審査において質の良いPPAについて加点をするといったことを含めて、事業者の声を聴きながら実効性のある手をぜひ打っていただきたい。
- 再エネ価値の価格形成の議論は非常に重要。実際の状況に合わせて適切な価格を評価することは大事であるし、脱炭素電源である風力の価値、地域振興を誘発するような取組、国内サプライチェーンの活用といったことを含めて考えれば、様々な付加価値を適切に認めるということを織り込むのが望ましい。
- JWPAから特に優先度が高い措置について挙げていただいた。優先順位を付けて重要性の高いものを集中的に討議する必要があるのではないかと思っている。
- 脱炭素電源の評価について、国民負担を増やすようなイメージがあるかもしれないが、再エネに積極的に投資をして国内で作られる電源にお金が投資され、また回収されるということになっていくので、国の中で資金が回りやすくなり、石油やLPガス、天然ガスなどの輸入に資金を回さなくてよいということになる。ぜひ国が積極的に脱炭素電源を購入していく公共調達の実現もどこかで入れていただきたい。

前回（第33回洋上WG合同会議（6/24））の主な御指摘事項

Ⅱ．電源投資に係る事業環境整備

- 金融投資家も投資決定をする際に海域占用期間の延長がベースケース、すなわち蓋然性が最も高いシナリオとして織り込めるのであれば非常にありがたい。
- 海域の占用期間に関わる予見性の確保について、条件を満足できれば10年間確実に延長できる環境の整備を期待している。また、今後EEZにおける海域の占用期間については30年～40年、又は45年に延長することを議論していただきたい。
- 海域の占用期間について、ベースケースとして、原則更新されるだろうということにならないと事業性の向上につながらないのではないかと思う。
- 国民負担を増加させないような条件緩和にはとても賛成したいと思う。海域の占用期間については、何度も何度も大量に投資していくのではなく、できるだけ最適な予見可能な環境の中で長寿命化への投資を行うことで、ひいては国民負担を減少させる方向に持っていくことができればよい。
- 海域の占用期間の延長ができるとなれば、もう最初から30年耐用の設計ではなくて50年耐用の設計をするということかと思う。期間の延長をするときの技術的な面を調べて教えていただきたい。
- 港湾や海域は海運業界その他海洋関係の業界の皆さんも利用しており、丁寧な議論を進めていただければと思う。
- 現行の法制度の下では占用期間は30年が原則であり、無条件に更新を認めるのは法の趣旨に反するから、国が一定の裁量的判断を持つということは不可欠な要素ではないか。

1. 前々回（第32回洋上WG合同会議（6/3））の事業者ヒアリング結果

2. 前回（第33回洋上WG合同会議（6/24））の主な御指摘事項

3. 事業者からの重点要望事項について

① 海域の占用期間に係る予見性の確保

② 長期脱炭素電源オークションへの参加容認

③ オフテイカーの再エネ賦課金の減免

予見性の確保に向けた整理の方向性

- 前回、下記のような意見が寄せられた。
 - ・ 海域占用期間の延長がベースケースとして認められることを示す事が、投資決定の際に重要。
 - ・ 海域占用期間は最大30年であり、それを前提として運用指針に示す①～③の要件が満たされれば、原則延長が認められるような環境整備をしてほしい。
 - ・ 国民負担を増加させない条件緩和は重要。長寿命化への投資を行うことで、国民負担を減少させる方向になれば良い。
 - ・ 現状30年の利用期間に合わせて設計がなされているところ、海域占用期間の延長が認められた場合、再度設計の見直しが必要と思料。海外の事例も参考にすべき。
 - ・ 港湾や海は他の海運団体や漁業者も利用しているため、これらの利害関係者に意見を聞く必要。
 - ・ 法律の原則に則ると30年。無条件の延長を認めるべきではない。法律の原則に基づいて慎重に議論すべき。
- 別途、事業者団体から海外の占用期間の延長時の取扱いに係る事例を紹介。
- 海外においては、20～25年の設計耐用年数を超えて、占用期間の延長を認める事例も数件確認されてきたところ。
- 海外の事例を参考に、海域の占用期間に係る予見性を確保する観点から原則再公募とする運用を見直してはどうか。

公募占用計画の認定の有効期間が終了した後の取扱

- 公募占用計画の認定の有効期間（最大30年）が終了した後の取扱については「一般海域における占用公募制度の運用指針」において定めている。

一般海域における占用公募制度の運用指針	
(令和4年10月改訂以降)	【参考】（令和元年6月策定時）
2章2.2) ① なお、認定有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に選定事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を改めて公募することを原則とする。 ただし、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。 (中略) 第4章1. (1) 2) なお、第2章2.(1) 2) に記載のとおり、一定の要件に該当する場合、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。選定事業者が認定有効期間終了後における促進区域内海域の占用の許可の更新を希望する場合は、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は適切に占用許可期間を審査した上で占用の許可を与えるものとする。	第2章2.2) ① なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取った場合に、占用の更新が認められる。 (中略) 第4章1. (2) 1) なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。 占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

現行の運用指針における基本的考え方

令和3年2月17日第7回合同会議【資料1】より抜粋

促進区域内の占用許可の更新に関する考え方について

- 選定事業者は、再エネ海域利用法第10条に基づき、最大30年の占用許可を受けることが可能とされている。
- 他方、「再生可能エネルギー等に関する規制改革要望」の中で、政府に対して以下の要望が寄せられている。
 - ・「現状の（最大の占用期間）30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。」
 - ・「近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり（略）開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。」
- 約30年後の洋上風力発電を取り巻く状況や、海域利用の状況を予見することは困難であるため、現時点で具体的かつ詳細な判断基準を示すことは困難である。しかしながら、可能な限り事業者の予見性を高める観点より、現時点で提示できる「占用許可の更新に関する基本的考え方」として、以下の通りとしてはどうか。

占用許可の更新にかかる基本的考え方：

- ・原則として、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することとすべきである。
- ・ただし、占用許可の更新は、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、認められることがあり得る。
- ・なお、上記判断は、事業者の事業継続の判断や撤去工事の準備のタイミング等も考慮し十分に余裕をもって行うこととする。

①に該当する要件（現時点での考え方）

- 当該区域を当該時点においても引き続き促進区域として指定する（し続ける）ことが、促進区域指定の要件と照らして妥当であること

②に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが、再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること

③に該当する要件（現時点での考え方）

- 占用許可の審査基準に適合していること
（関係漁業者の了解を得ていること、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと、洋上風力発電設備が適切に維持管理されていて、引き続き要求性能を満足していること 等）

(参考) 促進区域の指定基準と占用許可審査基準

- 促進区域の指定基準は再エネ海域利用法において定められている。
- 占用許可審査基準については、促進区域内海域の占用、土砂の採取、施設又は工作物の新設又は改築、海底の掘削、廃物の投棄等にあたって、すべからく適用されるものである。

促進区域の指定基準

再エネ海域利用法

第8条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。
- 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、海洋再生可能エネルギー発電設備を適切に配置することが可能であると認められること。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であると認められること。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。
- 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。
- 六 漁港及び漁場の整備等に関する法律(中略)の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域、港湾法(中略)に規定する港湾区域、(中略)都道府県知事が公告した水域、海岸法(中略)の規定により指定された海岸保全区域、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(中略)に規定する低潮線保全区域又は(中略)公告した水域と重複しないこと。

占用許可審査基準

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域等許可規則 (地方整備局規則)

第7条 局長は、第4条第1項の許可を受けようとする者から、促進区域内海域占用許可申請書(第1号様式)、(中略)の提出があった場合は、次に掲げる事項について遅滞なく審査を開始するものとする。

(1) 法第17条第2項に基づき公示した海域の占用

- ① 法第17条第1項に基づき認定された公募占用計画に適合していること
- ② 協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ③ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ④ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(2) (1) 以外の場合における促進区域内海域の占用

- ① 占用の目的が適正であること
- ② 占用の期間が適正であること
- ③ 占用の場所が適正であること
- ④ 占用の方法が適正であること
- ⑤ 船舶の航行に支障を及ぼさないこと
- ⑥ 安全対策及び環境対策が適正であること
- ⑦ 当該占用により影響を受ける、協議会の構成員である関係漁業者の団体その他の利害関係者の了解を得ていることが書面にて確認できること
- ⑧ 促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与えるものでないこと
- ⑨ 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により占用する場合においては、当該設備が適切に維持管理され、かつ、当該設備が備える係留施設に必要とされる性能が港湾法第56条の2の2に定める基準を満足するものであること

(3) 土砂の採取 (略) (4) 施設又は工作物の新設又は改築(略)

(5) 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為(略)

(6) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄(略)

予見性の確保に向けた整理の方向性

- これまで、下記のような意見も寄せられているところ。
 - ・「占用計画を延長できる条件などを明らかにし、40年の総事業期間を確保できる蓋然性が相応に高いことを示すべきではないか。事業期間が短い場合には、開発・建設コストの回収期間が短くなり事業成立性が低下することになる。」
(2025年3月10日 第31回合同会議資料P2より抜粋)
- これらを踏まえ、認定有効期間終了後の促進区域内海域の占用について、予見性を高めるために、現行の運用指針中「②当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないこと」について、具体例の提示等の整理していくこととしたい。

【参考】港湾区域内における取扱

港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針 Ver.1

第4章 4-1-2. 占用許可及び占用料（法第37条の8第2項、第3項）

1) 占用許可（法第37条の8第2項）

（中略）

なお、**認定有効期間終了後における港湾区域の占用について**、洋上風力発電施設を所有する事業者から占用の許可の更新にかかる申請がなされた場合、**占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法第37条第2項で定める規定に抵触しない限りにおいて、占用を許可することは、法制度上妨げるものではない。**

そのため、**認定有効期間の終了後においても、港湾の利用等に支障が生じないことが認められる場合は、占用を更新することが可能である旨を、あらかじめ公募時に示すことに差し支えはない。** 占用の更新を許可する場合にあっては、風力発電施設の法定耐用年数が17年であること、固定価格買取制度の調達期間が20年であることを踏まえ、適切に占用許可期間を設定することが必要である。なお、占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとする。

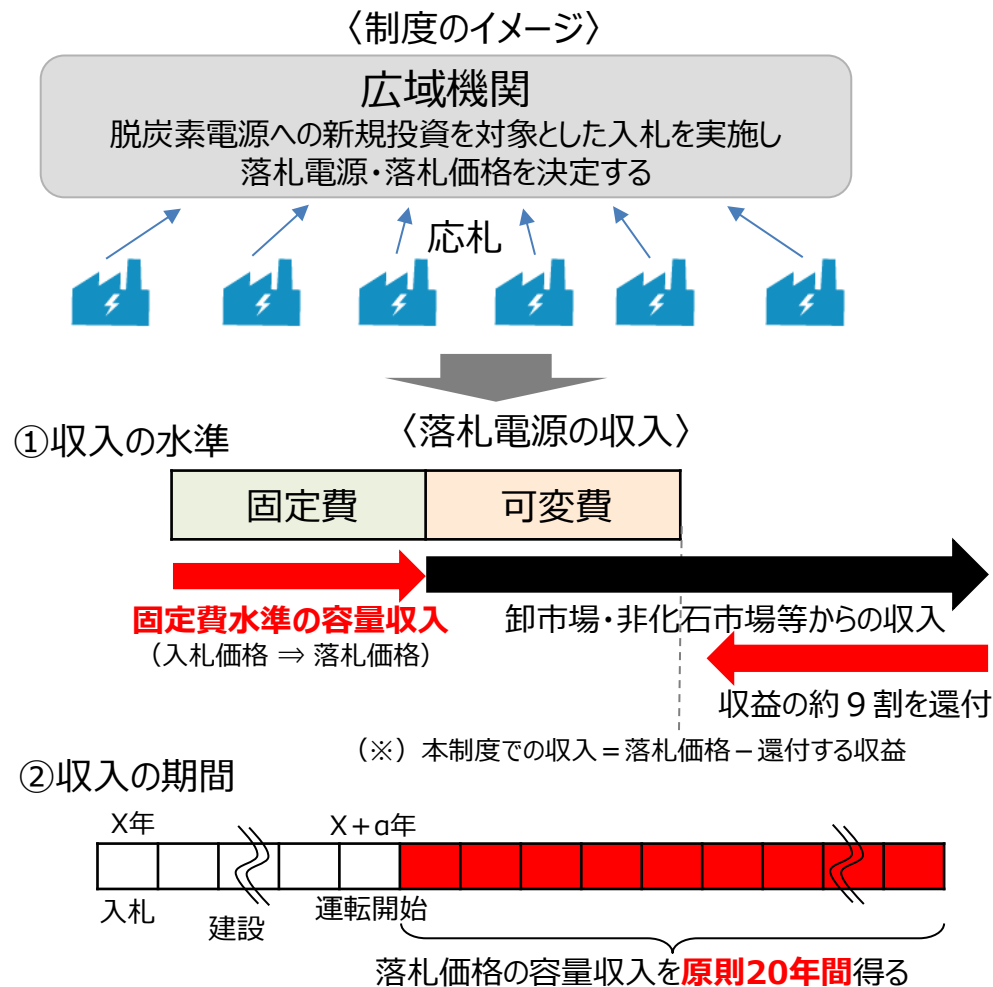
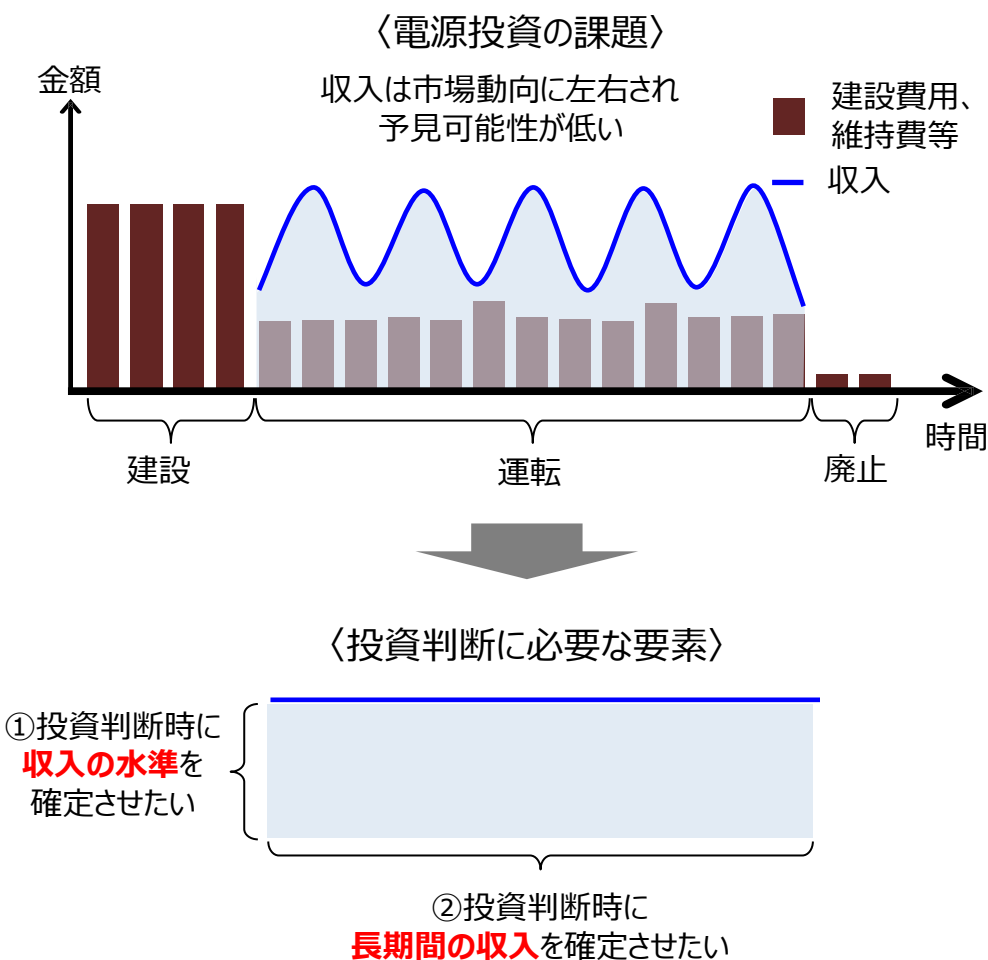
注1：港湾法に基づく港湾区域であること、港湾管理者が条例等で定める占用許可基準を満たすことは与件

注2：法第37条第2項で定める規定

・・・港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず・・・

長期脱炭素電源オークションの概要

- 脱炭素電源への新規投資を促進するべく、脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始。なお、FIT/FIP制度を適用する電源は参加対象とならない。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には固定費水準の容量収入を原則20年間得られることとすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。



③ オフテーカーの再エネ賦課金の減免

再エネ賦課金の減免制度の概要

● FIT/FIP制度の支援に伴って生じる費用は、電気の利用者に再エネ賦課金という形でご負担いただいているが、一定の要件を満たす電力多消費事業者については、2012年度のFIT制度開始以降、国際競争力の維持・強化の観点から、経済産業大臣の認定を受けることにより、例外的に再エネ賦課金が減免となる。

【減免に係る認定要件（①～④を全て満たすことが必要）】

① 電気の使用に係る原単位（電気使用量（kWh）÷売上高（千円））が5.2を超える事業を行う者

〈算定の根拠〉

製造業：製造業平均の原単位（0.65）*の8倍
非製造業：非製造業平均の原単位（0.38）の520/38倍

*2025年度適用分の減免申請における原単位平均。毎年度、その時点での最新の統計データに基づき算出。

② 申請事業所の電気使用量が100万kWh/年を超えること

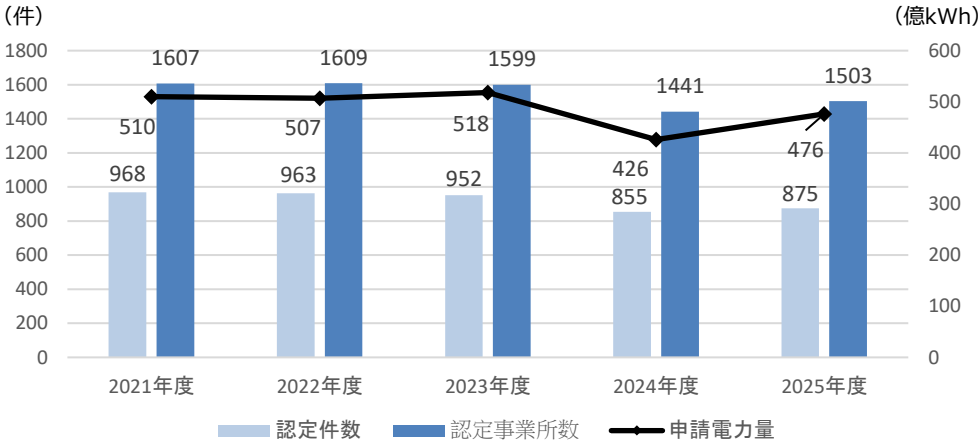
③ 申請事業の電気使用量が申請事業所の電気の使用量の過半を占めること

④ 省エネ努力（電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組）を行う者

・過去5事業年度分の電気の使用に係る原単位を年1%以上低減
・原単位改善のための取組に関する状況を公表

※（A）過去5年間の省エネ投資の実績がある事業者、
（B）将来3年間の省エネ投資計画の策定を行う事業者等
について、救済措置あり。ただしBの救済は2025年度申請より廃止。

【減免制度の認定件数等の推移】



※認定事業所数1503件（2025年度）は、我が国の全民営事業所数の約0.03%。
認定申請にかかる電力量476億kWh（2025年度）は、国内総需要の約6%。

2025年度の業種別認定件数（上位10業種）	件数
化学工業	93
鉄鋼業※鋳物含む	91
倉庫業	88
水道業	79
繊維工業	75
金属製品製造業	70
農業	48
プラスチック製品製造業	42
熱供給業	36
窯業・土石製品製造業	35

(参考) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (抄)

(賦課金に係る特例)

第三十七条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位(売上高千円当たりの電気の使用量(キロワット時で表した量をいい、小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第五十二条第二項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者であって、当該事業の電気の使用に係る原単位の改善のために経済産業省令で定める基準に適合する取組を行うものからの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、我が国の国際競争力の強化を図る観点から、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請者が第五項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者である場合には、経済産業大臣は、前項の認定をしてはならない。

3 前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

一 小売電気事業者等が供給した当該事業所の当該認定に係る事業に係る電気の使用量に当該年度における納付金単価を乗じて得た額

二 事業の種類及び事業者による当該事業の電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況に応じて百分の八十を超えない範囲内において政令で定める割合

4 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、当該事業所の名称及び所在地、当該認定に係る事業の電気の使用に係る原単位の算定の基礎となる当該事業に係る電気の使用量、当該事業所の年間の当該事業に係る電気の使用量その他経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第一項の規定による認定を受けた者があるときは、その認定を取り消さなければならない。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による認定を受けた者が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

※なお、この規定は、再エネ特措法制定時（2011年）の国会審議において、当時の民主党、自由民主党及び公明党の3派共同提案による修正で追加されたもの。